

令和6年度  
高槻市総合交通戦略改定業務委託

特記仕様書

令和6年4月

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課

# 令和6年度高槻市総合交通戦略改定業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 適用

- 1 本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、高槻市が施行する「令和6年度 交通に関する新たな計画策定支援業務委託」に適用する。
- 2 仕様書に記載のない事項については、「土木設計業務等共通仕様書（令和6年4月 大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき施行する。
- 3 本業務は、仕様書、業務委託契約書及び設計書並びに関係法令に基づき施行する。

#### 第2条 履行期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

#### 第3条 対象範囲

本業務委託の対象範囲は、高槻市内全域とする。

#### 第4条 業務の目的

本業務は、令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法において、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことを背景に、平成28年3月に策定した「高槻市総合交通戦略」が令和7年度に目標年次を迎えることから、めざすべき将来像の実現に向けた交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な各種交通施策を更に推進するため、地域公共交通計画と一体となった計画として総合交通戦略を改定することを目的とする。

#### 第5条 業務の指示及び監督

- 1 業務の受注者は、業務の実施に当たり、業務委託契約書に基づき、発注者が別に定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- 2 本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。
- 3 本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

#### 第6条 費用の負担

本業務遂行に必要な資料、資材及び関係者との協議は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 第7条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。受注者は、業務完了後10年間成果品の控えを保存するものとする。

#### 第8条 納期

納期は、令和6年度においては令和7年3月31日、令和7年度においては令和8年3月16日とする。なお、本業務委託の全体工期は2箇年を予定している。

#### 第9条 苦情対応

受注者は、第三者からの苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時、発注者に報告しなければならない。

## 第2章 業務内容

### 第10条 実施項目

本業務委託の実施項目は、下記のとおりとする。なお、【】内は、業務実施予定年度を示す。

(1) 交通に関する現状と課題の整理【令和6年度】

「高槻市都市計画マスタープラン」に掲げるめざす都市像（都市づくりの方向性「対流を生み出すコンパクトシティ・プラス・ネットワーク」等）の実現に向け、本市の交通に関する経年変化や現況、コロナ禍による影響、市が実施する事業者アンケートの結果等について、市民に分かりやすいよう集計・図示するとともに、問題点を明確化した上で、課題の整理を行う。

(2) 市民ニーズ等の把握に係る意識調査【令和6年度】

本市の交通に対する市民ニーズ等（公共交通のあり方に対する意見・要望、移動実態等）を把握することを目的に、市民5,000人へのアンケート（郵送方式）を行う。実施にあたっては、調査対象者の抽出及び調査票設計は発注者が行い、受注者は関係手続のほか、専門的見地を活かした集計・分析及び発注者に対する助言を行う。なお、想定回収率は30%とし、回収率が30%に満たない場合、受注者はフォローアップを行うものとする。

(3) 交通施策の方向性の整理【令和6年度】

上記実施項目や上位計画等の内容を踏まえ、本市の交通施策の方向性として、基本的な方針や基本目標の設定を行う。また、地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針として、地域公共交通の対象範囲や求められる役割、将来ネットワーク等、地域公共交通の在り方についても整理を行う。

(4) 目標の実現に必要な交通施策・事業の整理【令和7年度】

整理した本市の交通施策の方向性に基づき、目標の実現に向けて必要となる交通施策・事業を現行の「高槻市総合交通戦略」をベースに体系的に整理する。なお、整理に際しては、関係機関や交通事業者等とヒアリングなどを通じて調整・協議し、計画策定後の定量的な評価手法や推進体制についても整理を行う。

(5) 検討組織等の運営支援【令和6年度、令和7年度】

① 高槻市地域公共交通協議会【令和6年度：2回、令和7年度：3回】

資料作成及び必要部数の資料印刷、議事録作成を行う。

② パブリックコメント【令和7年度】

資料作成及び必要部数の資料印刷を行う。

(6) 計画冊子の作成【令和7年度】

① 計画本編

計画本編は基本計画及び実施計画で構成し、それぞれについて版下データ及び冊子を作成する。

② 計画概要版

計画本編における基本計画部分の概要を取りまとめ、版下データ及び冊子を作成する。

(7) 報告書の作成【令和6年度、令和7年度】

本業務の検討結果等を令和6年度においては中間報告書、令和7年度においては報告書として取りまとめる。

(8) 打合せ協議【令和6年度、令和7年度】

・本業務委託の打合せ協議の回数は、計5回を計上しており、協議後速やかに協議録を作成するものとする。

(令和6年度(年3回)：着手時、年度中間、年度最終、令和7年度(年2回)：年度中間、最終)

・上記以外にも、必要に応じて打合せを実施するものとし、設計変更は行わない。

・受注者は、発注者が市民に対して行う調査・運営に係る技術的な支援を行うほか、専門的な助言を行う。

第11条 その他

業務委託料の部分払の際には、第2章第10条における令和6年度の業務量について、業務の進捗状況に関する中間報告書を提出し、報告内容について発注者の了承を得るものとする。

## 第3章 成果品

第12条 成果品

1 成果品の内容、部数は以下のとおりとする。なお、成果品に関する権利は本市都市創造部都市づくり推進課に帰属するものとする。

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| (1) 計画本編(基本計画・実施計画)              | 各200部 |
| (2) 計画概要版                        | 200部  |
| (3) 業務報告書(参考資料、バックデータ、版下データ等を含む) | 1部    |

2 成果品については、Microsoft Officeを用いて作成することを基本とし、構想図などの図についてはAdobe Illustratorにて作成することも可能とする。なお、成果品は全て加工可能なオリジナルデータのほか、PDFデータも作成の上、電子媒体にまとめて納品することとし、詳細については監督職員と協議の上、決定することとする。